

吸收分割に係る事前開示書面
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2026 年 1 月 21 日
東宝株式会社

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸收分割会社の事前開示書類)

2026 年 1 月 21 日

東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号
東宝株式会社
代表取締役社長 松岡 宏泰

東宝株式会社(以下「当会社」といいます。)は、TOHO Global 株式会社(以下「吸收分割承継会社」といいます。)との間で締結した 2026 年 1 月 14 日付吸收分割契約書(以下「本件契約」といいます。)に基づき、2026 年 3 月 1 日を効力発生日(以下「本件効力発生日」といいます。)として、当会社が利用権限を有する映像作品の上映及び頒布並びに当会社が利用権限を有するコンテンツの利用等を国内外の事業者に国外市場向けにライセンスする事業に関して有する権利義務(以下「本件承継権利義務」といいます。)を吸收分割承継会社に承継させる吸收分割(以下「本件分割」といいます。)を行うことにいたしました。

本件分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 本件契約の内容(会社法第 782 条第 1 項)

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 1 号イ)

(1) 株式の数に関する事項

本件分割に際して、吸收分割承継会社は、普通株式 275 株を発行し、当会社に対して、本件承継権利義務の対価として、その全てを交付いたします。本件分割に際して交付される株式の数については、当会社が吸收分割承継会社の完全親会社であることを勘案して、当会社及び吸收分割承継会社の協議により決定したものであり、相当であると判断いたします。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本件分割により増加する吸收分割承継会社の資本金及び準備金の額は、0 円といたします。これは、吸收分割承継会社の財務状況等の諸事情を総合的に考慮し

た上で会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 本件効力発生日に全部取得条項付種類株式の規定による株式の取得又は剰余金の配当を行う場合の会社法第171条第1項又は同法第454条第1項の決議に関する事項(会社法施行規則第183条第2号)

該当事項はありません。

4. 吸収分割に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第3号)

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社に関する事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第183条第4号イ)

別紙2のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(会社法施行規則第183条第4号ロ)

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第183条第4号ハ)

吸収分割承継会社は、2025年12月2日付株主総会決議に基づき、募集株式を発行いたしました(募集株式の数:23株、給付期日:2025年12月31日)。この結果、吸収分割承継会社の資本金の額は金263,731,000円、資本準備金の額は金263,731,000円増加いたしました。

6. 当会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第183条第5号イ)

該当する事項はありません。

7. 本件分割の効力発生日以後における当会社の債務及び吸収分割承継会社の債務(当会社が本件分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限ります。)の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第183条第6号)

本件分割以後も、当会社及び吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を上回る見込みであり、また、当会社及び吸収分割承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、当会社及び吸収分割承継会社の債務については、本件分割以後も履行の見込みはあるものと判断いたします。

以上

(別紙 1)

吸收分割契約書

吸收分割契約書

東宝株式会社(以下「甲」という。)及び TOHO Global 株式会社(以下「乙」という。)は、甲の本事業(第 1 条において定義する。)に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸收分割(以下「本吸收分割」という。)について、以下のとおり吸收分割契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条 (吸收分割)

甲は、本契約の定めに従い、吸收分割の方法により、本効力発生日(第 6 条において定義する。)をもって、甲が利用権限を有する映像作品の上映及び頒布並びに甲が利用権限を有するコンテンツの利用等を国内外の事業者に国外市場向けにライセンスする事業(以下「本事業」という。)に関する承継対象権利義務(第 3 条第 1 項において定義する。)を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条 (吸收分割会社及び吸收分割承継会社の商号及び住所)

本吸收分割における吸收分割会社及び吸收分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸收分割会社

商号：東宝株式会社

住所：東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号

(2) 吸收分割承継会社

商号：TOHO Global 株式会社

住所：東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号

第 3 条 (本吸收分割により承継する権利義務)

1. 本吸收分割により甲から乙に承継される権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第 4 条 (本吸收分割の対価)

乙は、本吸收分割に際して、普通株式 275 株を発行し、その全てを承継対象権利義務に代わり甲に交付する。

第 5 条 (資本金及び準備金等の額)

本吸收分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、0 円とする。

第6条 (効力発生日)

本吸收分割が効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、2026年3月1日とする。但し、本吸收分割の手続遂行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、この期日を変更することができる。

第7条 (本契約の承認)

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本吸收分割を行う。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認(会社法第319条第1項に基づき株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。)を得る。

第8条 (本吸收分割の条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じたとき、本吸收分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときその他本吸收分割の目的の達成が困難となったときは、甲及び乙は協議し合意の上、本吸收分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条 (準拠法及び管轄裁判所)

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条 (誠実協議)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義を生じた事項については、誠実に協議の上、信義誠実の原則に従って決定するものとする。

[本頁以下余白]

以上を証するため、本契約書 1 通を作成し、各当事者が記名捺印の上、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2026 年 1 月 14 日

甲 : 東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号
東宝株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 松岡 宏泰

乙 : 東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号
TOHO Global 株式会社
代表取締役社長 植田 浩史

別紙

承継権利義務明細表

1. 資産

本吸收分割により、乙が甲から承継する資産は、本効力発生日において本事業に属する流動資産及び固定資産(但し、本事業に属する知的財産権については、本別紙第3項において別途定めるとおりとする。)とする。

2. 債務

本吸收分割により、乙が甲から承継する債務は、本効力発生日において本事業に属する流動負債及び固定負債(契約に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務の承継については、本別紙第4項において別途定めるとおりとする。)とする。

3. 知的財産権

本吸收分割により、乙が甲から承継する知的財産権は、本効力発生日において本事業に属する一切の知的財産権(但し、甲が引き続き保有する必要があるとして乙との間で本契約締結日までに合意したものを除く。)とする。

4. 雇用契約以外の契約

本吸收分割により、乙が甲から承継する契約上の地位及びこれに基づく権利義務は、甲が当事者として専ら本事業のために締結し、かつ、本効力発生日において有効に存続している契約(但し、甲が本効力発生日以後も引き続き契約の当事者となる必要があるとして乙との間で本契約締結日までに合意したものを除く。)に係る契約上の地位及びこれに基づいて発生した権利義務とする。

5. 雇用契約

本吸收分割により、本事業に従事する甲の従業員(甲から乙又は乙の子会社に出向して本事業に従事するものを含む。)との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務は承継しない。

以上

[本頁以下余白]

(別紙 2)

TOHO Global 株式会社
最終事業年度に係る計算書類等の内容

第 2 期 報告書

(自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

事業報告

計算書類

監査報告書

TOHO Global 株式会社

第 2 期 事業報告

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当社では、2023年7月に会社設立を行い、同年10月より本格稼働し、東宝国際部時代から行ってきた東宝作品の海外ライセンス販売の業務受託を主な収入源として、当期は「怪獣8号」の新規配信ライセンス料、「呪術廻戦2期」の追加配分金、「ゴジラ -1.0」の配給収入、新規配信ライセンス料の追加配分金などで好調に推移いたしました。

この結果、当第2期の会社全体の営業収入は61億10百万円、営業利益48億73百万円、経常利益52億37百万円、当期純利益は35億28百万円となりました。

海外事業統括会社としての活動としては、2月に100%子会社としてシンガポールにToho Entertainment Asia Pte. Ltd.を設立し、11月より本格的な営業を開始しております。

また、10月には当社の子会社であるアメリカToho International, Inc.に追加の出資を行い、同社を通じて、アニメ映画の配給、ライセンスを行うアメリカGKIDS, INC.への出資を行い、当期より出資比率100%の子会社としています。

（2）設備投資等の状況

該当事項ありません。

（3）資金調達の状況

当社は、プロジェクトに充てる資金を確保するため、60億円を親会社の東宝株式会社から借り入れております。

（4）対処すべき課題

第3期も、引き続き東宝作品の海外ライセンス販売の業務受託を主な収入源として活動してまいります。特にアニメにおいては、今後の市場成長をさらに促進すると予想されています。東宝作品のラインナップに売上・利益が影響される面があるため、当社は分社化したメリットを最大限に活かして各市場の情報収集し、機動力をもってこれに則したローカライズ含めたマーケティングとセールス活動を行い、取扱いIPの市場価値を高めひいては当社の市場における優位性を確保すべく尽力いたします。

海外事業統括会社としては、ヨーロッパに地域統括会社となる新会社を設立予定ですが、国によって異なる法律や制度に対応すべく専門家とも協業しながら、攻めの戦略的展開とガバナンスの最適バランスを取りながら丁寧に進めてまいります。

また、親会社である東宝株式会社より経営統括会社としての認定を受ける予定となっており、それに伴いより一層のグループ会社を含めたコーポレートガバナンス体制を構築してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区分 | 第1期 (2023年12月期) | 第2期 (2024年12月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|
| 営業収入 | 千円 1,931,504 | 千円 6,110,152 |
| 営業利益 | 千円 1,789,659 | 千円 4,873,160 |
| 経常利益 | 千円 1,858,640 | 千円 5,237,423 |
| 当期純利益 | 千円 1,214,562 | 千円 3,528,959 |
| 1株当たり 当期純利益 | 円 1,214,562 | 円 3,528,959 |
| 総資産 | 千円 37,553,516 | 千円 47,600,265 |
| 純資産 | 千円 16,804,331 | 千円 20,336,914 |
| 1株当たり 純資産 | 円 16,804,331 | 円 20,336,914 |

(6) 重要な親会社の状況

当社の親会社は東宝株式会社で、同社は、当社の議決権を 100%直接保有しております。

親会社との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は主に、親会社である東宝株式会社から、東宝株式会社と日本国外の第三者間の映像コンテンツ利用許諾契約及び商品化ライセンス許諾契約の締結や許諾料の收受及びその配分計算に関する業務（以下、海外窓口業務）を受託しております、一定割合の配分金を得ております。配分計算の条件は、コスト等を勘案して都度交渉の上で決定しております。資金の借入・貸付に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社との取引に関して、上記の事項を勘案して取引条件等を決定しており、当社取締役会等が当社の社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っているため、意思決定手続の正当性については問題はなく、当社の利益を害するものではないと判断しております。

(7) 主要な事業内容

東宝グループの映像コンテンツビジネスにおける海外事業展開、海外事業拠点の統括、経営ほか

(8) 主要な営業所

本社：東京都千代田区

(9) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減数 |
|------|---------|
| 37名 | 9名 |

(注) 上記人数に含んでいる者
社 員 15名
出向受入者 22名

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 2,000 株

(2) 発行済株式の総数 1,000 株

(3) 株主数 1名

(4) 大株主

| 株主名 | 持株数 |
|--------|--------|
| 東宝株式会社 | 1,000株 |

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|-------|---------|--------------------|
| 植田 浩史 | 代表取締役社長 | 東宝(株)執行役員 |
| 有田 武将 | 取締役 | — |
| 中澤 貴昭 | 取締役 | — |
| 松岡 宏泰 | 取締役 | 東宝(株)代表取締役社長社長執行役員 |
| 太古 伸幸 | 取締役 | 東宝(株)取締役副社長執行役員 |
| 大田 圭二 | 取締役 | 東宝(株)常務執行役員 |
| 本多 太郎 | 取締役 | 東宝(株)上席執行役員 |
| 加藤 陽則 | 監査役 | 東宝(株)上席執行役員 |

4. 会計監査人の状況

名称 有限責任監査法人トーマツ

5. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

事業拡大及びガバナンス体制構築のため、営業部門である戦略本部、バックオフィス部門であるコーポレート本部共に、大幅な人員増を計画しております。また、ガバナンス体制構築にあたっては、リスクマネジメント、法務などの各種バックオフィスの専門機能を強化すべく人員確保及び外部パートナーとの連携を推進してまいります。

6. 特定完全子会社に関する事項

(1) 特定完全子会社の名称及び住所

国際東宝株式会社 (Toho International, Inc.)

米国カリフォルニア州

(2) 特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

42,807 百万円

(3) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

47,600 百万円

第2期 計算書類

1. 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

| (資産の部) | | (負債の部) | |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流动資産 | 3,414,541 | 流动負債 | 1,597,351 |
| 現金及び預金 | 242,764 | 1年以内返済予定期金 | 108,000 |
| 売掛金 | 1,401,849 | 未払金 | 229,044 |
| 関係会社短期貸付金 | 1,722,826 | 未払費用 | 56,644 |
| 仕掛品 | 14,104 | 未払法人税等 | 1,038,564 |
| 前払費用 | 5,972 | 未払消費税等 | 140,802 |
| 立替金 | 27,024 | 預り金 | 22,401 |
| | | 賞与引当金 | 1,893 |
| 固定資産 | 44,185,724 | 固定負債 | 25,666,000 |
| 有形固定資産 | 0 | 関係会社長期借入金 | 25,666,000 |
| 工具・器具及び備品 | 0 | | |
| 無形固定資産 | 6,586 | 負債合計 | 27,263,351 |
| 商標権 | 6,586 | | |
| 投資その他の資産 | 44,179,137 | | |
| 関係会社株式 | 44,018,492 | (純資産の部) | |
| 繰延税金資産 | 107,553 | 株主資本 | 20,332,565 |
| その他の | 53,091 | 資本金 | 10,000 |
| | | 資本剰余金 | 15,579,044 |
| | | その他資本剰余金 | 15,579,044 |
| | | 利益剰余金 | 4,743,521 |
| | | その他利益剰余金 | 4,743,521 |
| | | 繰越利益剰余金 | 4,743,521 |
| | | 評価・換算差額等 | 4,348 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 4,348 |
| | | 純資産合計 | 20,336,914 |
| 資産合計 | 47,600,265 | 負債及び純資産合計 | 47,600,265 |

2. 損益計算書

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------|-----------|------------------|
| 営業収入 | | 6,110,152 |
| 営業原価 | | - |
| 売上総利益 | | 6,110,152 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,236,992 |
| 営業利益 | | 4,873,160 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 348,178 | |
| その他の営業外収益 | 243,147 | 591,325 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 197,038 | |
| その他の営業外費用 | 30,023 | 227,062 |
| 経常利益 | | 5,237,423 |
| 税引前当期純利益 | | 5,237,423 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,750,535 | |
| 法人税等調整額 | △ 42,070 | 1,708,464 |
| 当期純利益 | | 3,528,959 |

3. 株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | 株主資本合計 | 評価・換算差額等 | 純資産合計 | | | |
|--------------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------------|------------|----------|------------|--|--|--|
| | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | その他利益 剰余金 合計 | | | | | | |
| | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | | | | |
| 当期首残高 | 10,000 | 15,579,044 | 15,579,044 | 1,214,562 | 1,214,562 | 16,803,606 | 725 | 16,804,331 | | | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | – | 3,528,959 | 3,528,959 | 3,528,959 | | 3,528,959 | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期中変動額(純額) | | | – | | – | – | 3,623 | 3,623 | | | |
| 当期変動額合計 | 0 | 0 | 0 | 3,528,959 | 3,528,959 | 3,528,959 | 3,623 | 3,532,582 | | | |
| 当期末残高 | 10,000 | 15,579,044 | 15,579,044 | 4,743,521 | 4,743,521 | 20,332,565 | 4,348 | 20,336,914 | | | |

4. 個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式…移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のないもの…移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

仕掛品……個別原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

4. 収益の計上基準

当社は主に、親会社である東宝株式会社から、東宝株式会社と日本国外の第三者間の映像コンテンツ利用許諾契約や商品化ライセンス許諾契約の締結、許諾料の受取及びその配分計算に関連する業務(以下、海外窓口業務)を受託しています。海外窓口業務に係る履行義務は、配分計算に関連する業務を実施し配分金報告書を受領した時点で充足すると判断し、その時点で収益を計上しております。

II 重要な会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 44,179,137 千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社では、財務諸表の作成にあたり、市場価格のない関係会社株式については、実質価額と取得価額を比較し、株式の実質価額が著しく下落している場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額する方針としております。

当事業年度において、関係会社株式に係る取得原価と実質価額の状況を把握した結果、実質価額の著しい下落は生じていませんが、将来の不確実な経済条件の変動等により、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる事象が生じた場合、翌事業年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

III 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産に係る減価償却累計額

7,796 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

| | |
|--------|---------------|
| 短期金銭債権 | 3,140,924 千円 |
| 長期金銭債権 | 170,488 千円 |
| 長期金銭債務 | 25,666,000 千円 |

IV 損益計算書に関する注記

| | |
|-----------------|--------------|
| 営業取引による収入 | 6,110,152 千円 |
| 営業取引による支出 | 34,993 千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 195,602 千円 |

V 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

| 株式の種類 | 前期末 株式数 | 当期増加 株式数 | 当期減少 株式数 | 当期末 株式数 |
|-------|------------|-------------|-------------|------------|
| 普通株式 | 1,000 | - | - | 1,000 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

当期における配当金の支払いはありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

基準日が当期に属する配当金の決議予定はありません。

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | | |
|----------|-------------|-----------|
| (繰延税金資産) | 未払事業税 | 94,688千円 |
| | 税務上の繰延資産 | 1,168千円 |
| | 未払費用 | 12,884千円 |
| | その他 | 4,632千円 |
| | 繰延税金資産小計 | 113,374千円 |
| | 評価性引当額 | △3,521千円 |
| | 繰延税金資産合計 | 109,852千円 |
| (繰延税金負債) | その他有価証券評価差額 | 2,299千円 |
| | 繰延税金負債合計 | 2,299千円 |
| | 繰延税金資産の純額 | 107,553千円 |

VII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金等に限定し、また、資金調達については東宝株式会社からの借入によっております。なお、当社は東宝株式会社が導入しているCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)に参画しております。関係会社短期貸付金はCMSに係るものであり、預金と同様の性質を有するものであります。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、与信債権管理規定に基づきリスク低減を図っております。関係会社貸付金は、CMSによる東宝株式会社に対するものであり、信用リスクは低いものと認識しております。営業債務である未払金は、短期間で決済されるものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」、「関係会社短期貸付金」並びに「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

市場価格のない株式等の貸借対照表上額は、関係会社株式44,018,492千円及び投資その他の資産のうちその他に含まれる出資金53,091千円であります。

VIII 関連当事者との取引に関する取引

| 親会社 | | | | | | | (千円) | |
|--------|---------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--|--|--|------|---|
| 会社等の名称 | 議決権の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 引の額 | 科 | 目 | 期末金額 |
| 東宝㈱ | 被所有 直接100% | 海外拠点の統括等の支援 海外窓口業務の受託 資金の貸借 | 利息の支払 業務受託報酬 金銭の貸付 金銭の借入 | 197,038 6,079,878 839,664 5,892,000 | 197,038 6,079,878 839,664 5,892,000 | 売掛金 短期貸付金 1年内返済予定の 長期借入金 長期借入金 | | 1,399,952 1,722,826 108,000 25,666,000 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

金銭の借入は、東宝グループ全体の資金効率化を図るために借入を実施したものであり、利率は市中金利を勘査し決定しております。

金銭の貸付は、東宝グループ全体の資金効率化を図るために貸付を実施したものであり、利率は市中金利を勘査し決定しております。

金銭の貸付借入のうち、取引金額については前期末残高に対する増減額を記載しております。

子会社

| 会社等の名称 | 議決権の所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 引の額 | 科 | 目 | 期末金額 |
|-----------------------------------|----------|-----------|-----------------------|--------------------|-----|---|---|------|
| Toho International,Inc. | 直接100% | 米国地域の統括等 | 増資の引受(注1) | 8,958,600 | | - | | - |
| TOHO Entertainment Asia Pte. Ltd. | 直接100% | アジア地域の統括等 | 現物出資(注2) 増資の引受(注1) | 827,507 328,473 | | - | | - |

(注1) 増資の引受は、当社が行った増資を全額引き受けたものであります。

(注2) 現物出資は、当社が保有する子会社株式(IGLOO STUDIO CO.,LTD)をTOHO Entertainment Asia Pte. Ltd.(当社の子会社)に拠出したものであります。

IX 一株当たり情報に関する注記

一株当たりの純資産額

20,336,914円19銭

一株当たりの当期純利益

3,528,959円19銭

X 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

XI 重要な会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月17日

TOHO G lob a 1 株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト 一 マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 中 桐 光 康
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 泰 広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TOHO G lob a 1 株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私、監査役は、2024年1月1日から、2024年12月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上のように、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

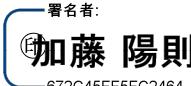
（1）事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月24日
TOHO Global株式会社

署名者:
監査役 加藤 陽則

672C45FF5FC2464...